

# 第4次湧水町子ども読書活動推進計画



令和2年3月

湧水町教育委員会



# 目次

はじめに	1
第1章 第3次計画期間（平成27年度～令和元年度）における取組みと課題	2
1 主な取組みと成果	
2 第3次計画期間における課題と背景	
第2章 基本的方針	5
「1日20分読書」運動	
第3章 子どもの読書活動推進のための方策	7
I 発達段階に応じた取組み	7
II 家庭における子どもの読書活動の推進	9
1 子どもの読書活動の推進における家庭の役割	
2 家庭における子どもの読書活動の推進のための取組み	
III 地域における子どもの読書活動の推進	10
1 図書館	
2 民間団体等への支援	
IV 学校等における子どもの読書活動の推進	12
1 幼稚園・保育園・認定子ども園等	
2 小学校・中学校	
3 特別な支援が必要な子どもの読書活動推進	
4 学校図書館の機能強化	
5 子どもの読書への関心を高める取組み	
V 子どもの読書活動に関する啓発広報の推進	15
1 「子ども読書の日」を中心とした取組み	
2 学校、図書館、民間団体等における各種情報の収集・提供	
3 学校、民間団体及び個人における優れた取組みの奨励	
第4章 推進体制の整備	16
1 子どもの読書活動推進体制の整備	
2 市町村間における連携・協力体制の整備	
3 各種団体との連携・協力の促進	
〈資料〉	
●子どもの読書活動の推進に関する法律	17

はじめに

子どもの読書活動は、「言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」（子どもの読書活動の推進に関する法律第2条）であり、そのための環境を社会全体で積極的に整備していくことは極めて重要です。

本町では、「栗野町の教育・わくわく教育推進プラン」を踏まえ、「県子どもの読書活動推進計画」に基づき「栗野町子ども読書推進活動計画」を平成17年1月に策定し、平成18年3月に合併に伴う見直しを行い、平成27年に「湧水町子ども読書活動推進計画（第3次）」を策定しました。

これを契機に、住民の「生涯学習の拠点」として図書館資料の充実、サービスの向上、快適な環境の提供、イベントの開催により、図書館機能の充実を図ってきました。平成30年度からは、利用者の利便性を高めるため、毎週金曜日は開館時間の延長を実施しています。また、学校等と連携した読書活動の支援として、団体貸出の充実を図り、その結果、学校等からの借入れ冊数も増え、多くの園児・児童・生徒が図書館の本を手に取り、学習や読書習慣の形成に繋がっています。

こうして、あらゆる機会において自主的に読書活動が行われ、子どもから大人へ生涯にわたる読書習慣を身につけられるよう、家庭・地域・学校が一体となり、子供の読書活動の推進と読書環境の整備に取り組んできました。様々な取組みを行った結果、いずれの世代においても不読率の改善はみられたものの、依然として学校段階が進むにつれて子どもの読書離れが進む傾向が見られ、乳幼児期からの読書習慣の形成が十分でない等の課題も残っています。

また、近年の情報通信手段の普及は、子どもの読書環境にも大きな影響を与えている可能性があります。本町でも、児童生徒のスマートフォン等情報機器の利用状況は年々増加しており、スマートフォンの利用と読書の関係についても今後留意する必要があります。

このような中で、国の「子どもの読書活動に関する基本的な計画(第4次基本計画)」及び鹿児島県の「第4次鹿児島県子ども読書活動推進計画」が新たに策定されたことに伴い、これらを基本とし、本町の第3次計画期間の取組みの成果と課題を踏まえ、子どもの読書活動が一層推進されるよう、第4次計画を策定しました。

なお、本計画の実施期間は令和2年度からおおむね5年間とします。

## 第1章 第3次計画期間（平成27年度～令和元年度）における取組みと課題

### 1 主な取組みと成果

#### (1) 家庭・地域における取組みと成果

- ① 乳幼児期に本に触れ合う経験がその後の読書習慣や人格形成に影響すると考えられることから、ブックスタートや赤ちゃんひろば等を利用して保護者に読み聞かせ等の読書活動を啓発してきました。
- ② としょかんまつりを夏・秋の年2回開催し、おはなし会と創作教室を行ないました。

##### 【としょかんまつり参加者推移】

	27年度	28年度	29年度	30年度	合計
参加者数	109人	128人	79人 台風により一部中止	102人	418人

- ③ くりの図書館では、定期的なおはなし会（おはなしの森・ぼくとわたしのおはなしの時間）を開催し、読み聞かせの機会充実を図りました。参加者数は、減少傾向にあります。大人の参加者数が減っており、親子の参加でなく子どもだけの参加が増えているようです。

##### 【おはなし会参加者推移】

	27年度	28年度	29年度	30年度	合計
参加者数	207人	230人	120人	85人	642人

- ④ 学校等へ図書館職員やおはなしボランティアの派遣を行い、読み聞かせの充実を図りました。
- ⑤ 図書館の施設見学や職場体験学習を受入れ、身近に図書館を体験する機会を提供しています。

#### (2) 学校における取組みと成果

- ① 全ての小学校・中学校が、全校一斉読書（朝読書を含む。）を教育課程に位置づけて、回数・時間・方法を工夫した取組みを行っています。

##### 【全校一斉読書（朝読書を含む）の取組み状況】

	小学校	中学校
湧水町	100.0%	100.0%
県	100.0%	100.0%
全国	97.1%	88.5%

（平成28年度文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」及び県教育庁調査）

- ② 本町は、公立学校において全ての学校に学校図書館担当職員（いわゆる学校司書、司書補）を配置しており、その割合は、県・全国平均よりも高い状況です。

**【学校図書館担当職員の配置率】**

	小学校	中学校
湧水町	100.0%	100.0%
県	89.9%	87.0%
全国	97.1%	57.3%

（平成28年度文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」及び県教育庁調査）

- ③ 小学校・中学校・高等学校における平均読書冊数は、小学校・中学校においては、全国平均よりも多い状況ですが、中学校になると、読書冊数が半分以下に減少しています。

**【1 か月間の一人当たりの平均読書冊数】**

	小学校	中学校	高等学校
湧水町	22.7冊	7.4冊	
県	23.5冊	6.5冊	2.0冊
全国	11.1冊	4.5冊	1.5冊

（平成29年度全国学校図書館協議会及び県教育庁調査）

2 第3次計画期間における課題と背景

(1) 家庭・地域における課題と背景

- ① 乳幼児健診の機会に行うブックスタート事業をとおして、子どもへの読み聞かせや図書館等の利用説明を行い、子育てにおける読み聞かせやその後の読書習慣の形成が大切であるとの認識が浸透しつつあります。
- ② 読書活動を推進するとしよかんまつりの充実を図りましたが、開催内容が固定化傾向にあることから内容の検討が必要です。
- ③ スマートフォン等インターネットに接続可能な機器の普及で、活字離れが進むほか読書に充てる時間の減少が見られます。

**【インターネットに接続可能な機器所有者割合（家族共有含む）】** (湧水町)

	平成27年度	平成30年度
小学生	82.6%	92.7%
中学生	94.1%	93.3%

（「インターネット利用等実態調査」）

【普段の読書時間の割合（小学生）】

（湧水町）

	2 時間以上	1 時間以上 2 時間未満	30 分以上 1 時間未満	10 分以上 30 分未満	10 分未満	全く しない
27年度	3.0%	7.5%	14.9%	25.4%	20.9%	28.4%
28年度	11.3%	4.2%	23.9%	21.1%	14.1%	25.4%
29年度	5.3%	10.7%	22.7%	20.0%	25.3%	16.0%
30年度	6.6%	15.8%	26.3%	21.1%	18.4%	11.8%

（文部科学省「全国学力・学習状況調査」）

【普段の読書時間の割合（中学生）】

（湧水町）

	2 時間以上	1 時間以上 2 時間未満	30 分以上 1 時間未満	10 分以上 30 分未満	10 分未満	全く しない
27年度	9.7%	13.9%	20.8%	26.4%	11.1%	16.7%
28年度	1.1%	11.2%	19.1%	21.3%	10.1%	37.1%
29年度	3.8%	5.1%	20.3%	30.4%	8.9%	31.6%
30年度	3.2%	8.1%	22.6%	25.8%	8.1%	32.3%

（文部科学省「全国学力・学習状況調査」）

（2）学校における課題と背景

- ① 学校図書館図書標準については、文部科学省において、「学校図書館図書整備5か年計画」が策定されており、本町においてもこの整備計画に則り、整備を進めています。その結果、小学校・中学校の学校図書館の蔵書は、ほぼ全ての学校が、学校図書館図書標準に達しており、全国・県の平均を上回っています。

【図書標準に達している学校数の割合】

	小学校	中学校
湧水町	80.0%	100.0%
県	64.8%	52.0%
全国	66.4%	53.3%

（平成28年度文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」及び県教育庁調査）

- ② 全ての小学校・中学校に、学校図書館担当職員が配置されています。各学校には読書指導担当教諭を配置していますが、授業等の校務もあるため、学校図書館における実務上の管理・運営は困難な状況です。管理・運営業務の円滑化による活用状況向上のため、本町では今後も、学校図書館担当職員配置の維持に努める必要があります。
- ③ 1か月の平均読書冊数について、小学生から中学生、中学生から高校生等と、学校種が進むにつれて読書冊数が少なくなる傾向があります。小学校で身に付けた読書習慣が中学校・高等学校まで定着していくよう、各学校において選書の工夫や読書活動の推進、児童・生徒会との連携等の取組みが充実するような啓発・指導を行う必要が

あります。

- ④ 全校一斉読書が全ての学校で実践されていることから不読率(※)の割合は減少しています。情報通信端末等を通して、以前よりも子供達が本以外の多様なメディアに触れる機会が多くなった現在、読書に慣れ親しんでいない子供達が自然に本を手にする機会は減少しており、学校教育の中でそのような機会を意図的に設定する必要性は、さらに高まっています。

今後は、学校図書館担当職員と各校の読書指導担当教諭との連携をさらに進め、授業での図書館資料の活用、委員会活動の充実、PTAとの連携、館外でのPR活動等を通して、子供達と本との出会いを積極的に仕掛ける必要があります。

#### 【不読率の割合】

	湧水町		県		全国	
	小学生	中学生	小学生	中学生	小学生	中学生
27年度	28.4%	16.7%	25.5%	26.5%	30.7%	35.0%
28年度	25.4%	37.1%	15.0%	30.4%	20.6%	37.2%
29年度	16.0%	31.6%	15.2%	27.0%	20.5%	35.6%
30年度	11.8%	32.3%	13.9%	23.7%	18.7%	32.9%

(文部科学省「全国学力・学習状況調査」及び県教育庁調査)

#### ※不読率

「平日、学校の授業時間以外にどのくらいの時間読書を読みますか」という質問に対し、「全く読まない」と答えた児童生徒の割合

## 第2章 基本的方針

子どもが生涯にわたる読書習慣を身に付けるためには、乳幼児期から読書に親しみ、小学生期、中学生期、高校生期へと子ども自身がその成長に応じて読書の楽しさを知ることができるよう、読書環境の整備に社会全体で取り組んでいくことが必要です。

また、読書習慣の形成に向けて発達段階に応じた効果的な取組みを推進するとともに、友人同士で本を薦め合うなど読書への関心を高める取組みを推進し、主体的に本に関わる機会を増やしていくことが大切です。そのため、本町では国や県の基本的方針を踏まえ、次の点を基本方針とします。

1. 子どもの読書活動について、家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組みの推進に努めます。
2. 子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実に努めます。
3. 子どもの読書活動に関する町民の理解と関心の普及に努めます。

この基本方針を具現化するために、町においては、次の5つの推進の柱を立てて計画を進めていくこととします。

- I. 発達段階に応じた取組み
- II. 家庭における子ども読書活動の推進
- III. 地域における子どもの読書活動の推進
- IV. 学校などにおける子どもの読書活動の推進
- V. 子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進

Iについては、生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するためには、乳幼児期から発達段階に応じた読書活動が行われることが重要です。

IIについては、各家庭における「1日20分読書」、「家族と一緒に20分」「朝読み・夕読み」などの読書活動を生かしながら、乳幼児期から親子で読書に親しみ、家庭や地域全体で読書を習慣化していくことが重要です。

IIIについては、くりの図書館や各集会所などにおける子ども読書に必要なスペースの確保や図書資料の収集・提供、子ども会・読み聞かせボランティア団体などにおける読書活動など、地域全体で読書に親しむ機会をもてるように、情報提供することおよび住民のニーズを踏まえ図書資料の整備・充実などの住民サービスの向上が重要です。

IVについては、幼稚園、保育所においては、絵本や物語を親しむ活動を、各学校においては、学校図書館の機能を十分に生かしながら、教育活動全体を通じて意図的・計画的に読書指導を行い、子どもの主体的な読書態度の育成や読書習慣の形成を図ることが重要です。

Vについては、子どもの主体的な読書活動を推進するために、子どもの読書活動の意義や重要性について、広く町民の理解と関心を深めるとともに、「子ども読書の日」の取組みなどを活用しながら、読書活動を推進する社会的気運の醸成を図ることが重要です。

#### 1日20分読書運動 ～いつも身近に心に残る1冊の本を～

家庭や地域、学校を通じた社会全体で子どもの読書活動に取組み、子どもの読書習慣の定着を目指すために、「1日20分読書運動」として、全ての子どもが毎日20分程度読書に親しむよう成長に応じて取り組む運動を展開する。

特に、高校生期の不読率が高い現状を踏まえて、家庭や学校はもちろん、部活動や少年団活動の時、外出するときなどにも、「いつも身近に1冊の本」がある環境をつくり、読書の習慣を身につけていくことが大切です。

さらに、じっくりと本をよみ「心に残る1冊の本」と出会うことで、読書を楽しむ習慣が形成されていくと考えられます。

本町においては、「1日20分読書」運動を通して「いつも身近に心に残る1冊の本」に出会えるように取組み、読書活動を推進していくこととします。

## 「いつも身近に残る1冊の本を」 1日20分読書運動

いつも身近に本をおき、心に残る1冊の本と出会えるよう、次のような方法で、毎日20分程度、本を読むことを目指します。

- 【乳幼児期】 家族と一緒に20分  
乳幼児期の子どもには、読み聞かせなどの協力が必要です。家族と一緒に読書の習慣をつくりましょう。
- 【小学生期】 朝読み夕読み20分  
小学生の時期は、言葉や文章の意味を考えながら音読することが大切です。朝や夕方の音読を続けましょう。
- 【中学生期】 ジャンルを広げて20分  
中学生の時期は、読書の幅を広げることが大切です。文学・科学・歴史・郷土等の様々なジャンルの本に幅を広げて読みましょう。
- 【高校生期】 自分を見つめる20分  
高校生の時期は、自分自身の生き方を見つめるためにも読書が大切です。知的興味に応じて一層幅広く読書をし、いつも身近に1冊の本をおき1日20分の読書を心がけましょう。

乳幼児期・・・おおむね6歳まで

小学生期・・・おおむね6歳から12歳まで

中学生期・・・おおむね12歳から15歳まで

高校生期・・・おおむね15歳から18歳まで

### 第3章 子どもの読書活動の推進のための方策

#### I 発達段階に応じた取組み

生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するためには、乳幼児期から発達段階に応じた読書活動が行われることが重要です。家庭・地域・学校においては、次のような発達段階ごとの特徴が指摘されていることを踏まえ、取組みを進める必要があります。また、学校種間で連携を図り、切れ目ない取組みを行うことで、学校種間の接続期に子どもが読書から遠ざからないようにすることも大切です。

時期	発達段階ごとの特徴	取組
乳幼児期	乳幼児期には、周りの大人から言葉を掛けてもらったり乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうことなどを通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者による読み聞かせ</li> <li>・ブックスタート事業の実施</li> <li>・職員、読書ボランティアによるお話会の開催</li> <li>・朝の絵本の時間の設定</li> <li>・安心して図書に触れることができるようなコーナーの確保等</li> </ul>
小学生期（低学年）	低学年では、本の読み聞かせを聞くだけでなく、一人で本を読もうとするようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになる。	<p>※ 以下の内容には、小学生期から高校生期まで、発達段階に応じて本の分野（文学・歴史・科学・芸術等）やジャンル（小説・記録・説明・批評等）を広げながら取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員や読書ボランティアによる読み聞かせ</li> </ul>
小学生期（中学年）	中学年になると、最後まで本を読み通すことができる子どもとそうでない子どもの違いが現れ始める。読み通すことができる子どもは、自分の考えと比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むようになる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・音読の推進</li> <li>・一斉読書の時間の設定</li> <li>・推薦図書コーナーの実施</li> <li>・卒業までに一定量の読書を推奨するなどの目標設定</li> <li>・担任や学校司書等によるお薦めの本の紹介</li> </ul>
小学生期（高学年）	高学年では、本の選択ができ始め、その良さを味わうことができるようになり、好みの本の傾向が現れ始める一方で、この段階で発達がとどまったり、読書の幅が広がらなくなったりする者が出てくる場合がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭における読書の習慣化</li> <li>・教科等による図書館を利用した「調べ学習」</li> <li>・児童生徒が図書館を利用するためのオリエンテーションの実施</li> <li>・読書会、ペア読書、ブックトーク、アニメーション、書評合戦（ビブリオバトル）、ポップづくり等</li> </ul>
中学生期	多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになる。自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・読書推進活動への参加（保育園、幼稚園、小学校での読み聞かせ）</li> </ul>
高校生期	読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、知的興味に応じ、一層幅広く、多様な読書ができるようになる。	

アニメーション・・・グループ参加型読書指導メソッド

※発達段階ごとの特徴は、国の「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次基本計画）から引用

## II 家庭における子どもの読書活動の推進

### 1 子どもの読書活動の推進における家庭の役割

子どもの読書活動は、日常の生活の中でいつも身近に1冊の本がある環境によって形成されるものです。読書が生活の中に位置付けられ、継続して取り組まれるよう、子どもにとって身近な存在である保護者が、積極的に読書に親しむとともに家族全員で本を読む習慣を持つことが必要です。また、家庭における読書は、1冊の本をもとに親子で感じたことを語り合い、親子の絆を深めるためにも重要です。そのためには、テレビを消して読み聞かせをしたり、家族で好きな本について話し合ったり、図書館に出向いたりするなど、子どもの読書に対する興味や関心を高め、成長に応じて本と巡り会い、読書の楽しさを体験できる機会をつくるのが大切です。

### 2 家庭における子どもの読書活動の推進のための取組み

#### (1) 家庭での実践

- ① 「1日20分読書」運動への取組みを推進するため、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだりするなど、読書の楽しさを体験できる機会を通して、子どもが、本と出会うきっかけをつくります。
- ② 我が家の「読書の日」、「読書の時間」等を設定し、家族みんなで読書に取り組めます。

※子どもが読書習慣を身につけていくためには、日ごろから身近な大人が読書に親しむ姿を目にすることが大切です。各家庭では、「家族と一緒に20分」を合い言葉に、家族揃って読書活動に取り組みましょう。また、鹿児島県図書館協会が啓発を行っている「毎月23日は子どもと一緒に読書の日」を、「ノーメディアの日」として取組みを推進します。

#### (2) 家庭への支援

- ① くりの図書館から、保護者を対象とした読書活動の意義や必要性についての啓発を図ります。
- ② 子どもの成長に応じた読書活動の啓発を図ります。
- ③ 乳幼児期の本との出会いは、その後の読書習慣の形成に繋がる大切なものであり、司書・保健師・読み聞かせボランティア団体等が連携した乳幼児健診等の機会におけるブックスタート事業を活用し、乳幼児期に読書活動をスタートするきっかけづくりに努めます。
- ④ くりの図書館や公民館、学校等において行なう読み聞かせ等、親子がふれ合いながら読書に親しむ機会を提供します。
- ⑤ 家庭教育学級やPTAの研修会などにおいて、読書の重要性についての啓発を図ります。
- ⑥ 役場・保健センターなど乳児にかかわる事業を行なう施設において、本の紹介やチラシの配布等によって保護者への啓発を図ります。
- ⑦ 乳幼児期だけでなく、小学生期から高校生期までの発達段階に応じた本の紹介に努めます。

### Ⅲ 地域における子どもの読書活動の推進

#### 1 くりの図書館

##### (1) 子どもの読書活動の推進における図書館の役割

図書館は、子どもたちにとって、多くの本に触れ、読書の楽しさを知る場であるとともに、本を通してたくさんの知識を得る場でもあります。また、保護者にとっては、子どもに読ませたい本を探したり、子どもの読書についての情報を得たりできる場です。さらに、くりの図書館は、定期的なおはなし会の実施、「子ども読書の日」(※1)をはじめとする読書週間等におけるイベントの開催、あるいは、読み聞かせサークル等の支援など、地域における子どもの読書活動の推進に大きな役割を果たしています。

##### (2) 図書館における子どもの読書活動の推進のための取組み

- ① 子どもの読書に必要なスペースを確保したり、図書資料を収集・提供したり、子どもの読書活動を推進するための読み聞かせなどを実施します。
- ② 読み聞かせグループや子ども会等関係団体や、学校、幼稚園、保育所等関係機関と連携し、子どもと本が出会うきっかけづくりのために、広報紙やホームページを活用し、定期的なおはなし会やイベントの開催及び新刊案内やお薦めの本等の情報を積極的に提供します。
- ③ 学校図書館・幼稚園・保育所・公民館等各施設への図書資料の団体貸出を充実させ地域全体へサービスを提供します。
- ④ 学校で実施される「朝の読書」「朝読み夕読み20分」「ジャンルを広げて20分」「自分を見つめる20分」や読み聞かせ、「ブックトーク」(※2)、「ストーリーテリング」(※3)などの読書推進活動や研修会などへの支援を行ないます。
- ⑤ 子どもの読書環境をより充実させるために、図書館相互や関係機関と積極的に連携・協力し、蔵書の相互利用、行事や講座などの充実、資料の展示など、読書活動に資する取組みを推進します。

※1 子ども読書の日・・・毎年4月23日。「子どもの読書活動の推進に関する法律」で定められた日。

※2 ブックトーク・・・あるテーマに沿ってお話をしながら、何冊かの本を紹介していく手法。

※3 ストーリーテリング・・・本を読むのではなく、覚えたお話を語りかけるように話して聞かせる手法。

##### (3) 子どもの読書活動の推進のための図書館の機能強化

###### ① 住民サービスの向上に努めます。

- ・子どもの読書活動を推進するためには、それぞれの地域住民のニーズを踏まえ図書館資料や施設等を計画的に整備・充実する必要があります。
- ・家庭や学校からの図書館資料の検索を可能にするインターネット対応蔵書検索システムの導入により、利便性の向上に努めてきましたが、インターネット上での予約を可能にすること等、引き続き図書館の情報化を推進します。
- ・すべての子どもが図書館の利用カードを持つように年次的に呼びかけていき、児童の図書館カード所持率向上に努めます。

(4) 司書及び司書補の資質向上に努めます。

司書及び司書補は、図書館資料の選択・収集・提供、おはなし会やイベントの企画・実施、レファレンスなど、子どもの読書活動の推進に重要な役割を果たしています。専門職である司書及び司書補は、児童・青少年用図書等を含む図書館資料や読み聞かせ、ブックトークなどの子どもの読書活動に関する幅広い知識と技能を身に付ける必要があるため、本町では、司書及び司書補の資質向上のための研修会等の実施に努めます。

(5) 特別な支援が必要な子どもの読書活動を推進するための諸条件の整備・充実に努めます。特別な支援が必要な子どもの読書活動を推進するためには、車椅子・スロープ・点字表示等の施設整備面での配慮、点字資料・LLブック(※1)・録音資料・手話や字幕入りの映像資料等の整備、図書館利用の際の介助、対面朗読(※2)等の実施等、読書環境の整備に努めます。このうち、点字資料・録音資料については「鹿児島県視聴覚障害者情報センター」を含む全国の視聴覚障害者情報提供施設がネットワークで結ばれており、全ての公立図書館から貸出が可能となっていますので、それらを利用します。

※1 LLブック・・・知的障害や学習障害などがある人々も楽しめるよう、内容を理解する助けとしてイラストや写真、記号を多く添えた本

※2 対面朗読・・・視覚障害者等が希望する本を、直接読んで聞かせるサービス。

## 2 民間団体等への支援

本町には4つの読み聞かせボランティア団体があり、子どもの読書活動の推進に関する理解や関心を広めるとともに、子どもが読書に親しむ様々な機会を提供するなど、子どもの主体的な読書活動を推進することに大きく貢献しています。

しかし、会員数が減少するなど課題も見受けられます。これらの民間団体の活動を生かせるよう、環境を整備することが必要です。

### (1) 民間団体の養成及び資質向上のための研修の実施

民間団体の活動は、子どもたちと触れ合う機会が多く、常に新鮮な情報を取り入れ、技能を高めていくことが必要です。既存の民間団体の資質向上を図るとともに新たなボランティアを養成し、地域の読書活動の活性化を図ることが必要です。

### (2) 民間団体の活動への支援

① 読み聞かせボランティア団体等が、それぞれの活動を行えるような場や機会を提供します。

② 民間団体が行う情報交流や合同研修会等に協力します。

③ 「子どもゆめ基金(※)」等、読書活動の推進に活用できる事業を紹介します。

※ 独立行政法人国立青少年教育振興機構

#### IV 学校などにおける子どもの読書活動の推進

##### 1 【幼稚園・保育園・認定子ども園等】

###### (1) 乳幼児期における子どもの読書活動の推進方策

- ① 乳幼児が絵本や物語を読んでもらうことなどを通じて、読書の楽しさを知ることが出来るよう、幼稚園や保育所等は絵本や物語に親しむことができるような活動を積極的に進めます。
- ② 異年齢交流において、小・中学生が幼稚園・保育所等の乳幼児に読み聞かせを行うなど、子どもが絵本や物語に触れる機会が多様になるよう工夫する読書活動を推進します。
- ③ 1日20分程度の読み聞かせなど、家族と一緒に本に親しむ時間をつくることの大切さや意義について、保護者への啓発を行います。

###### (2) 家庭・地域との連携による読書活動の推進

- ① 乳幼児期に読書の楽しさを知るためには、家庭の協力が欠かせません。保護者に読み聞かせの様子を参観する機会を提供したり、発達段階に応じた絵本を紹介したりして、家庭と連携した読書活動の推進を図ります。
- ② 教職員・保育士だけでなく民間団体等とも連携を図り、読み聞かせの機会を増やします。

###### (3) 子どもの読書活動の推進のための幼稚園・保育所等の機能強化

- ① 乳幼児が絵本や物語に親しむ機会を確保する観点から、安心して図書に触れることができるようなスペースを確保し、保護者、ボランティア等と連携・協力が得られるよう努めます。成長に応じた図書選定が図られるよう、図書館などとの連携を図ります。
- ② 読み聞かせなどに関する研修の機会を設け、教職員や保育士などの資質向上を図ります。
- ③ 乳幼児の読書習慣や読書活動の様子についても、情報連携を積極的に図ります。

##### 2 【小学校・中学校】

###### (1) 児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実

子どもが読書に親しみ、習慣化していくために、それぞれの学校の実態や子どもの成長に応じた取組みを推進します。

- ① 「1日20分読書」運動に取り組むにあたり、図書館資料の充実は欠かせません。図書購入に当たっては、幅広い分野から選書するとともに、情報が古くなった図書等の更新を行っていきます。
- ② 小学校では、「朝の読書」「朝読み夕読み20分」等の、教職員と児童生徒と一緒に読書する時間を引き続き設定し、充実を図ります。
- ③ 子どもが生涯にわたる読書習慣を身に付け、読書の幅を広げられるよう様々な図書に触れる機会を確保します。そのために、読書活動や学校図書館の利用を指導計画に位置づけ、意図的・計画的な読書指導を推進します。

- ④ 中学校では、「ジャンルを広げて20分」を目指した取組みを行います。図書司書等を中心に、読み聞かせやブックトーク、推薦図書の選定、推薦図書コーナーの設置、図書館通信の発行など、児童生徒の実態に応じた多様な読書活動や個々に応じた本の紹介を行い、様々なジャンルへの読書の広がりを図ります。
- ⑤ 各教科等で学んだことを発展的に調べたり、読書によって慣れ親しんだりできるように、図書館の機能を充実させます。教科等の学習との連携を図ります。
- ⑥ 委員会活動等、児童生徒の主体的な取組みを推進します。

## (2) 家庭・地域との連携による読書活動の推進

読書活動を家庭や地域に広めていくために、家庭への啓発や地域との連携を図り、家庭・地域・学校が一体となった読書活動を推進します。

- ① 親子読書にふさわしい本や家庭でできる読書推進策の紹介・普及に努めます。
- ② 読書の意義や家庭における読書環境の在り方等について、家庭への啓発に努めます。
- ③ 「1日20分読書」運動に取り組むにあたり、親子読書や朝の読書・朝読み夕読み20分、ジャンルを広げて20分の取組みを支援します。
- ④ 読み聞かせボランティア団体、司書等を活用した多様な読書活動を推進します。

## (3) 全教職員の意識高揚

読書指導を充実するためには、教職員自身が読書に親しむことが重要であるとともに、国語科のみならず、全ての教科等を通じた読書指導の重要性を理解することが求められています。そのため、学校図書館の活用や読書指導の在り方について、全教職員の意識の高揚を図ることが重要です。

- ① 司書教諭や学校司書等と連携を図り、全校体制による読書指導の事例紹介に努めます。
- ② 読書指導の研究校や家庭・地域との連携に関する事例紹介に努めます。
- ③ 読書指導担当者等の部会や研修会を充実させるとともに、校内研修会を実施し内容の充実を促していきます。

## 3 【特別な支援が必要な子どもの読書活動の推進】

特別な支援が必要な子どもが豊かな読書活動が行えるよう、読書活動への支援を推進します。

- ① 障害の状態に応じた選書や環境を工夫し、視聴覚機器等を活用した実践例の紹介をします。
- ② 他校と、読書指導に関する資料や情報の交換を促進します。
- ③ 読み聞かせなどの読書活動を推進します。

## 4 【学校図書館の機能強化】

学校図書館は、読書センターとしての機能と学習センター及び情報センターとしての機能を持つ、学校教育に欠くことのできない重要な施設であり、様々な学習活動を支援する機能を果たすことが求められています。また、くりの図書館の活用や他校の学校図書館と相互利

用を行うなど、連携・協力も重要です。

(1) 学校図書館における読書活動を推進するための諸条件の整備・充実

- ① 児童生徒の読書活動を推進し、多様な興味・関心に応える図書の計画的な整備・充実に努めます。
- ② 学校図書館の施設や環境の工夫や、学級における読書環境の整備・充実に努めます。
- ③ 学校図書館の蔵書管理コンピューターや校内LAN等の整備に努めるとともにインターネットを利用したくりの図書館との情報の共有化や連携を図ります。
- ④ 学校図書館の運営に当たっては、校長のリーダーシップ及び読書指導担当職員が中心となり、全職員が連携・協力して運営を進める校内組織の確立及び推進委員会など、校内の連携及び提案・推進を具体化する体制の確立に努め、学校図書館の機能の充実に努めていくことが重要です。
  - ・ 学校図書館活用に関する研修への職員の積極的参加に努めます。
- ⑤ 地域の実態に応じて、学校運営上支障のない範囲で、学校図書館を地域に開かれたものにするよう、配慮することも考えられます。
  - ・ 平日における学校図書館の開放の推進
  - ・ 長期休業期間等におけるボランティア等の協力による開放の促進

(2) くりの図書館や他校の学校図書館との連携・協力

- ① くりの図書館は、学校図書館にはない多様な蔵書を持ち、読書指導の研修を積んだ職員が配置されています。児童生徒の読書活動や調べ学習の充実のためにもくりの図書館との連携を図ることが必要です。
  - ・ くりの図書館からの団体貸出や図書館職員の積極的な活用を図ります。
- ② 自校にない図書や複数の同一図書、調べ学習において多用な図書資料が必要な場合等、近隣の学校図書館と協力しあうことが有効です。
  - ・ 図書等資料の相互貸借

## 5 【子どもの読書への関心を高める取組み】

成長とともに様々な活動に興味・関心が広がる子どもたちに、継続して読書への関心を高める働き掛けは重要です。特に、不読率が高い高校生の中には、高校生になって読書の関心度合いが低くなり本から遠ざかっている生徒もいます。高校生の時期の子どもは、友人等同世代の者から受ける影響が大きい傾向にあることから、次のような活動が有効だと考えられます。また、高校生期の子ども以外にも取組みが行われることが期待されます。

### ① 読書会

数人で集まり、本の感想を話し合う活動である。その場で同じ本を読む、事前に読んでくる、一冊の本を順番に読むなど、様々な方法がある。この取組みにより、本の新たな魅力に気づき、より深い読書につなげることができる。

### ② ペア読書

二人で読書を行うものであり、家族や他の学年、クラス等様々な単位で一冊の本を読み、感想や意見を交わす活動である。この取組みにより読む力に差がある場合も相手を意識し、

本を共有することにつながるができる。

③ お話（ストーリーテリング）

語り手が昔話や創作された物語を全て覚えて自分の言葉で語り聞かせ、聞き手がそれを聞いて想像を膨らませる活動である。直接物語を聞くことで、語り手と聞き手が一体になって楽しむことができる。

④ ブックトーク

相手に本への興味が湧くような工夫を凝らしながら、あるテーマに沿って関連付けて、複数の本を紹介すること。テーマから様々なジャンルの本に触れることができる。

⑤ アニメーション

読書へのアニメーションとは、子どもたちの参加により行われる読書指導のことであり、読書の楽しさを伝え自主的に読む力を引き出すために行われる。ゲームや著者訪問等、様々な形がある。

⑥ 書評合戦（ビブリオバトル）

発表者が読んで面白いと思った本を一人5分程度で紹介し、その発表に関する意見交換を2～3分程度行う。全ての発表が終了した後に、どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で選ぶ活動である。ゲーム感覚で楽しみながら本に関心を持つことができる。

⑦ 図書委員、「子ども司書」、「読書コンシェルジュ」等の活動

子どもが図書館や読書活動について学び、お薦め本を選定して紹介したり、同世代の子どもを対象とした読書を広める企画を実施したりする活動である。自ら読書に関する理解を深めるとともに、読書活動の推進役となり、同世代の子どもの読書のきっかけを作り出すものである。

⑧ 子ども同士の意見交換を通じて、一冊の本を「〇〇賞」として選ぶ取組み

参加者が複数の同じ本を読み、評価の基準も含めて議論を行った上で、一冊のお薦め本を決める活動である。複数の本を読み込み、共通の本について自身の考えで話し合うことで、自分と異なる視点を知り、自身の幅を広げることにつながるものである。

※①～⑧は国の「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次基本計画）」から引用

## V 子どもの読書活動に関する啓発広報の推進

### 1 「子ども読書の日」を中心とした取組み

「子ども読書の日（4月23日）」は、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために設けられたものです。（推進法第10条第1項）

学校やくりの図書館においては、「子ども読書の日」の趣旨にふさわしい取組みを実施していきます。また本町では、「子ども読書の日」をはじめ、「こどもの読書週間（4月23日～5月12日）」や「文字・活字文化の日（10月27日）」、「読書週間（10月27日～11月9日）」「毎月23日は子どもといっしょに読書の日」等の広報・周知推進と取組みの充実を図るなど、年間を通じて子どもと大人が、ともに地域全体で読書活動を推進する気運を一層高めていくよう努めます。

## 2 学校、図書館、民間団体等における各種情報の収集・提供

子どもの読書活動を進めるためには、各種情報を広く家庭や地域、学校から収集したり提供したりして、啓発・広報をすることが大切です。

本町では、町のホームページや広報ゆうすい等を活用し、子どもの読書活動の実態や学校・図書館・民間団体等における様々な取組み等を広く提供します。

## 3 学校、民間団体及び個人における優れた取組みの奨励

鹿児島県では、優良図書館等表彰や読書関係団体等による優良読書グループの表彰、図書館に対する功労者表彰等、優れた取組みの奨励が行われています。

本町においても、子どもが読書に興味を持つような活動、関係者の資質向上のための活動、関係する機関や団体間の連携等において特色ある優れた実践を行っている学校、民間団体及び個人を把握し、これら優れた取組みを表彰するなどして、その活動を奨励していきます。

# 第4章 推進体制の整備

## 1 子どもの読書活動の推進体制の整備

本計画の推進に当たっては、家庭・地域・学校をはじめ関係機関相互の連携を図り、子どもの読書環境の整備・充実に努めます。連携・協力の具体的な方策についての検討、関係者間の情報交換等を行うため、学校、図書館、教育委員会、民間団体等の関係者からなる図書館読書推進連絡会において、推進体制の整備を図ります。

## 2 市町村間の連携・協力体制の整備

町は、住民に身近な地方公共団体として、子ども読書活動に果たす役割が重要であることから、市町村相互の連携・協力体制の整備を積極的に推進します。

## 3 各種団体等との連携・協力の促進

子どもの読書活動の推進に当たっては、鹿児島県学校図書館協議会や鹿児島県図書館協会と連携・協力することが必要です。

また、民間団体が主体性を持ちつつ、相互に連携・協力を図ることは、それぞれの団体の活動内容を充実させるとともに、全体として子どもの読書活動をより一層推進していくこととなります。そのため、本町は、民間団体間の連携・協力が図られるよう交流会や合同研修会等の場や機会を提供していきます。

## 子どもの読書活動の推進に関する法律

※平成 13 年 12 月 12 日法律第 154 号

### (目的)

第 1 条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

### (基本理念)

第 2 条 子ども(おおむね 18 歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

### (国の責務)

第 3 条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### (地方公共団体の責務)

第 4 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (事業者の努力)

第 5 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

### (保護者の役割)

第 6 条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

